

八尾市防災マップ作成業務 業務仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、八尾市（以下「発注者」という。）が実施する「八尾市防災マップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第2条（目的）

防災マップは、本市における大地震の想定震度や河川増水による想定浸水深などの災害時のリスク（ハザード情報）について市民にわかりやすく事前啓発することで、災害発生時において「自助」「共助」の視点から市民が冷静な判断に基づき行動し、自らの生命や財産を守ることを主眼においた役割を果たすものである。

本業務は、そうした趣旨のもと、令和2年2月に作成した本市の防災マップに掲載した河川増水による想定浸水深などのハザード情報の時点修正を行い、最新情報を冊子形式でわかりやすく市民に公表し、市民及び地域における防災意識の高揚を進め、本市の防災対策の充実を図ることを目的とする。

第3条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、八尾市内全域とする。

第4条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）水防法
- （3）河川法
- （4）都市計画法
- （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （6）八尾市地域防災計画
- （7）大阪府地域防災計画
- （8）防災基本計画
- （9）水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省）
- （10）土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
- （11）避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- （12）その他関係法令及び通達等

第5条（疑義）

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第6条（実施体制）

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、令和4年度以降に地方公共団体が発注するハザードマップの作成実績を有するものを担当者として配置し、本業務の全般にわたり、進捗管理を行う管理責任者を配置するものとする。

第7条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに発注者と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- （1）業務計画書
- （2）業務着手届
- （3）担当者及び管理責任者届出書（経歴書含む）
- （4）その他発注者が必要と認める書類

第8条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。なお、電子データに関して、受注者の記録媒体に保存されている場合は、業務完了後には確実に消去するものとする。

第9条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第10条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第11条（個人情報及び守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。本業務

で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

第 12 条（費用負担）

本業務に必要なイラスト作成料、地図利用にかかる使用料及び複製使用料、運搬料、その他必要な経費については、全て受注者の負担とする。

第 13 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

第 14 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

第 2 章 業務内容

第 15 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- （１）計画準備
- （２）資料収集整理
- （３）防災マップの記事内容検討
- （４）防災マップ原案の作成
- （５）防災マップの印刷
- （６）ホームページ公開用データの作成
- （７）校區別防災マップの作成
- （８）啓発リーフレットの作成
- （９）報告書作成
- （１０）打合せ協議

第 16 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 17 条（資料収集整理）

本業務を進めるにあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる資料を収集するとともに、GIS（地理情報システム）データとして整理するものとする。整理する GIS データ形式は、今後の庁内外への情報公開を考慮し、最も公開性・流用性・汎用性

の高いフォーマットである Shape 形式にて作成するものとする。その他業務で作成する GIS データも同様とする。

No	資料名	収集先
1	水防法に基づく洪水浸水想定区域図	河川管理者
2	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域	大阪府
3	地震被害想定（地震・液状化）	大阪府
4	避難場所、避難場所等の関連施設	八尾市
5	要援護者利用施設	八尾市
6	公共施設関連資料、アンダーパス等	八尾市
7	地形図・航空写真	八尾市他
8	防災情報関連資料	八尾市他
9	その他業務上必要となる資料	八尾市他

第 18 条（防災マップの記事内容検討）

防災マップに記載すべき項目について検討するものとする。

（１）地図面

掲載項目は以下のとおりとする。

① 洪水浸水想定区域（大和川等）

大和川、石川、東除川、落堀川、大水川の洪水浸水想定区域図を表示すること。なお、洪水浸水想定区域図のうち想定最大規模及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）を掲載し、大和川については浸水継続時間も掲載すること。

② 洪水浸水想定区域（寝屋川流域等）と内水浸水想定区域

内水浸水想定区域図と寝屋川流域（恩智川、楠根川、平野川、第二寝屋川）の洪水浸水想定区域図を表示すること。なお、土砂災害（特別）警戒区域も合わせて掲載すること。

③ 震度分布図、液状化マップ（南海トラフ巨大地震、生駒断層帯地震）

④ 避難所等

⑤ その他、協議の上決定

（２）防災情報・啓発記事面

掲載項目は以下のとおりとする。

① ハザードマップの見方・種類等

② 自助・共助・公助

③ 非常持ち出し品・備蓄・ローリングストック

④ 防災情報（取得方法等）

⑤ 避難所一覧

⑥ 警戒レベル

⑦ 避難行動判定フロー

⑧ 水害対策、避難の心得

⑨ 水害のメカニズム（風水害・土砂災害）

- ⑩ 震度階級、地震発生時の行動
- ⑪ 地震対策
- ⑫ マイタイムライン
- ⑬ その他、協議の上決定

第 19 条（防災マップ原案の作成）

前条までの検討結果に基づき、記載事項や表現方法についての最終方針を確定し、防災マップ原案データを作成するものとする。冊子の詳細については以下のとおりとする。

（１）総ページ数等

総ページ数は A4 サイズで 56 ページ程度（表紙等含）とし、詳細地図の縮尺は 1 / 10,000 程度とすること。

（２）下地図

防災マップの下地図は、国土地理院及び発注者の使用承認を得た地図を使用すること。また、基図については、建物の形状が確認できるものとする。

（３）多言語併記

多言語併記（見出し、凡例など、主要項目での対応に限定）とし、言語は、英語、中国語、ベトナム語の 3 カ国語とすること。

（４）デザイン

視覚障がい者等に配慮したカラーデザイン、イラストなどを効果的に使用した見やすい紙面とすること。

（５）校正

文字校正 3 回以上、色校正 1 回以上を行うものとする。

第 20 条（防災マップの印刷）

防災マップ原案データに基づき、地域住民への配布用ハザードマップの印刷を行うものとする。なお、印刷仕様については、以下のとおり予定する。

（１）印刷仕様 A4 冊子 フルカラー

（２）印刷部数 150,000 部

（３）紙質 表紙 マットコート紙 93.5 kg 本文 マットコート紙 44.5 kg

（４）製本 無線綴じ

第 21 条（ホームページ公開用データの作成）

防災マップ原案に基づき、ホームページ公開用データ（PDF 形式）と公開型 GIS「地図情報サービス やおデジマップ」で搭載可能なデータを作成するものとする。作成にあたり、ホームページ及び公開型 GIS に問題なく搭載できるよう、発注者やシステム導入業者と調整を図るものとし、掲載にかかる費用は受注者が負担するものとする。

第 22 条（校区别防災マップの作成）

作成した地図面に掲載した情報について、市域をおおむね中学校区ごとに分割した校区别防災マップを作成すること。校区别防災マップは、A3 サイズ 1 ページで印刷して使用することを想定して作成すること。

第 23 条（啓発リーフレットの作成）

作成した防災マップの概要をまとめたリーフレットを A3 サイズ両面印刷 2 つ折りで作成すること。

第 24 条（報告書作成）

本業務の内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、DVD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

第 25 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間時 2 回、成果納品時 1 回の計 4 回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理責任者が立ち会うものとする。打合せ内容については、受注者が打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第 3 章 成果品

第 26 条（成果品の検査・納入）

受注者は、本業務の成果品について、発注者の検査を受けるものとし、検査合格後、速やかに納品するものとする。なお、本業務の成果品は、以下の納入場所までに順次納品するものとする。

（１） 八尾市防災マップ（150,000 部）

納入場所 八尾市役所危機管理課（大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号）…14,000 部
発注者が指定する倉庫 1 カ所…136,000 部

（２） その他の成果品

納入場所 八尾市役所危機管理課

第 27 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 28 条（成果品）

本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

（１） 防災マップ原稿データ（AI 形式、PDF データ）…第 19 条関係

- (2) 八尾市防災マップ 150,000 部…第 20 条関係
- (3) ホームページ掲載用データ (PDF データ、Shape データ) …第 21 条関係
- (4) 校区別防災マップ (AI 形式、PDF データ) …第 22 条関係
- (5) 啓発リーフレット 2,000 部…第 23 条関係
- (6) 啓発リーフレット原稿データ (AI 形式、PDF データ) …第 23 条関係
- (7) 業務報告書 (A4 版チューブファイル 1 部、DVD-R 2 部)
- (8) 打合せ記録簿 1 式